

長浜市立小中義務教育学校 心電図検査委託業務仕様書

- 1 委託業務名称 令和9・10年度 長浜市立小中義務教育学校心電図検査委託業務（単価契約）
- 2 実施場所 長浜市内小中義務教育学校
小学校 21 校、中学校 10 校、義務教育学校 2 校
- 3 実施時期 令和9年度：令和9年4月8日（木）～令和9年6月11日（金）
令和10年度：令和10年4月13日（木）～令和10年6月16日（金）
※実施日は、落札後、各小・中・義務教育学校との調整の上決定する。
※小学校・義務教育学校については原則午前中に実施すること。
- 4 履行期間 令和9年4月1日（木）～令和11年3月30日（金）
※令和9年度：令和9年6月11日（金）までの受診者の検査結果については、
令和9年8月31日（火）までに、
※令和10年度：令和10年6月16日（金）までの受診者の検査結果については、
令和10年8月31日（木）までに、
長浜市教育委員会事務局まで提出すること。
- 5 検査の実施について
心電図検査
 - （1） 検査対象者 小学校1・4年生、中学校1年生、義務教育学校1・4・7年生、
要経過観察者 2, 714人／年間（見込）
 - （2） 検査内容 安静時心電図（12誘導）
※滋賀県学校保健会が発行する「児童生徒の心臓疾患の管理第58集（改訂
があった場合は最新に発行されたもの）の滋賀県学校心臓検診の心電図判
定基準に則った判読を行うこと。
- 6 心電図検査実施時の留意事項
 - （1） 標準12誘導心電図検査の実施については、臨床検査技師が行うこと。
 - （2） 記録中は、記録波形（12誘導波形）が正確に記録されていることを確認し、記録されていない場合は電極等を確認のうえ再度取り直し、判読に支障のない波形が得られるよう十分配慮すること。心電図（波形）の記録用紙は、学校医が読影する際に支障のない様式にすること。
 - （3） 心電図記録中に不整脈を検出した時は、別に、通常の倍以上の時間をかけて測定し記録を行うこと。
 - （4） 検査時、児童生徒に対して適切に対応できること。
（恐怖心や羞恥心などに対して、言葉かけに気をつけ、必要に応じてタオルをかける等の配慮等を行うこと。）
 - （5） 女子の心電図検査は、女性のスタッフが行うこと。
 - （6） 心電図の判定は、各年齢、性別に応じた小児心電図判読プログラムを必ず用いて、標準12誘導心電図自動解析を行い、有所見者を抽出すること。

7 会場準備

- (1) 学校と事前に連絡を取りあい、使用する教室や貸借物について確認すること。
- (2) 各学校の指定会場には余裕をもって到着し、指定時間までに開始できるよう必要機器を搬入し、会場準備を行うこと。
- (3) 心電図計は、学校ごとに予定者数を時間内に終了させることができるよう、必要数を用意すること。

8. 報告書（成果品）

受託者は、当該業務委託を完成させた成果として、次に掲げる成果品を事務処理後、委託者に提出するものとする。

- (1) 業務完了報告書
- (2) 業務報告書（業務時間、業務従事者名、業務内容（実績数等）、業務場所、使用機械器具等を記入。）
- (3) 学校毎の受診者結果名簿（氏名の横に検診結果を記載）
- (4) 学校毎の有所見者名簿（有所見者のみを記載）

9. その他

- (1) 医療法第7条第1項に基づき、開設地の都道府県知事の許可を受けていること。
- (2) 「心臓検診票」（問診と検査結果の記入欄があり、心電図の添付ができるもの。検査者全員に配付）、「心臓病管理指導票」（A3判、4枚複写。要精検者に配付）については、受託者において作成・印刷し、各学校に送付すること。
- (3) 検査終了において、未検査者（欠席等により検査が実施できなかった者）がいる場合、長浜市教育委員会事務局と協議・調整して予備日を設けるなど、未検者対策を講じること。
- (4) 検査結果を検査実施から1か月以内に各校へ報告すること。学校別集計結果については長浜市教育委員会事務局まで提出すること。
- (5) 請求時には、小学校と義務教育学校（前期）・中学校と義務教育学校（後期）分の合計件数、合計請求額を明記すること。
- (6) 診療行為等医療の提供そのものに係る業務の再委託は禁止とする。